

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成24年5月17日(2012.5.17)

【公表番号】特表2009-527414(P2009-527414A)

【公表日】平成21年7月30日(2009.7.30)

【年通号数】公開・登録公報2009-030

【出願番号】特願2008-555780(P2008-555780)

【国際特許分類】

B 6 0 C 9/18 (2006.01)

B 6 0 C 9/20 (2006.01)

B 6 0 C 9/08 (2006.01)

B 6 0 C 9/22 (2006.01)

【F I】

B 6 0 C 9/18 J

B 6 0 C 9/18 K

B 6 0 C 9/20 D

B 6 0 C 9/20 C

B 6 0 C 9/08 B

B 6 0 C 9/20 E

B 6 0 C 9/22 C

B 6 0 C 9/22 G

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年3月21日(2012.3.21)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タイヤであって、前記タイヤの各側でビードに繫留された補強要素で形成されている単一の又は複数のカーカス層からなるカーカスタイプの補強構造体を有し、前記ビードのベースが、リムシートに取り付けられるようになっており、各前記ビードの半径方向外方への延長部としてサイドウォールが設けられ、前記サイドウォールが、半径方向外方にトレッドに結合し、前記トレッドの下には、作用層と呼ばれる補強要素の少なくとも2つの層から成るクラウン補強構造体が設けられ、前記作用層の前記補強要素が、互いに同一の性状のものである、タイヤにおいて、所与の円周方向平面内において、第1の作用層の前記補強要素の主要方向に沿って測定した前記第1の作用層の単位幅当たりの伸び剛性は、厳密に言って、第2の作用層の前記補強要素の主要方向に沿って測定した前記第2の作用層の単位幅当たりの伸び剛性よりも高く、前記第2の作用層は、前記第1の作用層よりも前記カーカス構造体から半径方向に更に遠ざかって位置しており、作用層は、少なくともトレッドの中央部分において、円周方向と10°～80°の角度をなす補強要素の層である、タイヤ。

【請求項2】

前記第1の作用層の前記補強要素の直径は、前記第2の作用層の前記補強要素の直径よりも大きい、請求項1記載のタイヤ。

【請求項3】

前記第1の作用層の前記補強要素の密度は、前記第2の作用層の前記補強要素の密度よ

りも高い、請求項 1 又は 2 記載のタイヤ。

【請求項 4】

少なくとも前記トレッドの中央ゾーンにおいて且つ所与の円周方向平面において、前記作用層の種々の前記補強要素が前記円周方向となす角度は、1つの作用層と別の作用層とでは異なる、請求項 1 ~ 3 のうちいずれか一に記載のタイヤ。

【請求項 5】

少なくとも前記トレッドの中央ゾーンにおいて、1つの作用層の前記補強要素が長手方向となす角度は、互いに同一であり、前記角度は、円周方向平面がどれであろうと、この円周方向平面との交点のところで測定される、請求項 1 ~ 4 のうちいずれか一に記載のタイヤ。

【請求項 6】

少なくとも前記トレッドの中央ゾーンにおいて、2つの半径方向に隣り合う作用層の前記補強要素は互いに 20° ~ 160° の角度をなす、請求項 1 ~ 5 のうちいずれか一に記載のタイヤ。

【請求項 7】

同一の作用層では、前記補強要素は、全ての円周方向平面において互いに等距離のところに位置している、請求項 1 ~ 6 のうちいずれか一に記載のタイヤ。

【請求項 8】

補強要素で構成される少なくとも1つの作用層は、前記作用層の中央ゾーンにおいて、長手方向と互いに同一の角度をなす部分を形成する少なくとも1本の連続補強スレッドから成り、前記角度は、円周方向平面との交点のところで測定され、2つの隣り合う前記部分は、ループによって結合され、前記部分は、長手方向と 10° ~ 80° の角度をなす、請求項 1 ~ 7 のうちいずれか一に記載のタイヤ。

【請求項 9】

前記部分が長手方向となす角度は、横方向に応じて 変化することができ、前記角度は、前記補強要素の前記作用層の軸方向外側縁部のところでは、前記タイヤの赤道面で測定した前記部分の角度よりも大きい、請求項 8 記載のタイヤ。

【請求項 10】

前記カーカスタイプの補強構造体の前記補強要素は、円周方向と 65° ~ 90° の角度をなす、請求項 1 ~ 9 のうちいずれか一に記載のタイヤ。

【請求項 11】

前記カーカスタイプの補強構造体のカーカス層は、ショルダから前記ビードまで延びる2枚のプライ半部で作られている、請求項 1 ~ 10 のうちいずれか一に記載のタイヤ。

【請求項 12】

前記作用層の前記補強要素は、テキスタイル材料で作られている、請求項 1 ~ 11 のうちいずれか一に記載のタイヤ。

【請求項 13】

前記作用層の前記補強要素は、金属で作られている、請求項 1 ~ 11 のうちいずれか一に記載のタイヤ。

【請求項 14】

前記クラウン補強構造体は、円周方向補強要素の層を含む、請求項 1 ~ 13 のうちいずれか一に記載のタイヤ。

【請求項 15】

前記円周方向補強要素の層の前記補強要素は、金属要素又はテキスタイル要素又はガラス要素である、請求項 14 記載のタイヤ。

【請求項 16】

二輪発電機付き車両、例えばオートバイのための請求項 1 ~ 15 のうちいずれか一に記載のタイヤの使用。